

# 未払賃金の立替払制度の概要

**企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度**

## 適用要件

### ◇ 倒産したこと

- 法律上の倒産  
破産手続、特別清算手続、再生手続、更生手続の開始(裁判所が決定)
- 事実上の倒産(中小企業)  
事業活動停止、再開の見込みなし、賃金支払能力なしの認定  
(労働基準監督署長の認定)

## 対象者

### ◇ 退職した労働者

破産手続開始等の申立て(事実上の倒産の認定申請)の6か月前の日以降に退職した労働者

## 立替払の範囲

### ◇ 対象となる未払賃金

退職日の6か月前以降の未払賃金

- ・定期賃金
- ・退職金

・**立替払の額** 未払賃金総額(限度あり)の8割

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限
45歳以上	370万円	370万円×0.8 296万円
30歳以上45歳未満	220万円	220万円×0.8 176万円
30歳未満	110万円	110万円×0.8 88万円

例)退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額 160万円

## 立替払の支払事務

### ◇ 実施機関

独立行政法人労働者健康福祉機構

〔 なお、立替払の支払事務のほか、立替払に要した金銭について倒産した企業(破産管財人等)に返還を求める求償事務も行っている。 〕